



答弁中の中嶋町長

教育現場や議会でのICT推進は

近隣町の状況をみて

問

ICT（情報通信技術）は、近年めざましい発展をしています。教育の現場では、電子黒板が各小学校に1台ずつ、中学校に3台ずつ入っています。全国の小中学校のうち約6割は、十分活用できていないとの報道がありました。須恵町での活用はいかがをお尋ねします。

答

安河内教育長

2点目として、教育現場や議会においてタブレットを導入、または検討している市町村が増えてきています。学校や議会にタブレットを取り入れる予定はありますか。また、それに伴い、公共の場に公衆無線LANを設置してはどうかと思いますが、見解をお聞かせください。



百田 輝子 議員

平成22年度に電子黒板が導入され、町内全ての小中学校において活用されています。小学校では、英語の授業での活用が最も多く、文字や絵、写真、映像などを映し、楽しく英語を学ぶことでコミュニケーション能力の向上に

大いに役立っています。中学校では、社会、理科の授業での活用が多く、グラフや観察するものをスクリーンに映したり、動画やプレゼンテーションを提示するなど、教材等を説明する際に活用しています。

答

中嶋町長

学校現場へのタブレット端末の導入については、導入経費や教員の負担増の問題等があり、現在のところ予定していません。

須恵町議会においても検討をされると伺っており、近隣町の状況を把握した上で、27年度以降、議場内の映像・音響設備の更新と合わせて導入を検討したいと考えています。公衆無線LANについては、各公共施設のネットワーク見直しを検討しており、27年度に役場庁舎、アザレアホール、図書館、オイコスにWiFi（ワイファイ）のルーターを設置する予定です。



電子黒板を使った英語の授業（第一小ランチルーム）

今後の空き家対策の進展は

地元区と情報共有しながら

問

秋の臨時国会において、11月に「空き家対策の推進に関する特別措置法」が成立しました。この法については、市町村の権限強化が柱とされています。要点として、今までは所有者が分からないことが壁でしたが、この法の適用で、所有者判明の可能性が格段に高くなります。また、税法上

の優遇措置に対しても、空き家等対策計画に基づいて税法上の必要な措置をとることができるという規定されました。今後、関連する法規・条例等が整備されることで、須恵町における空き家問題が進展していくことが期待されます。永年の課題であった空き家問題解決についての見通しを伺います。

答

中嶋町長

平成26年6月に区長会を中心に、管理不良状態の空き家の調査を行った結果、65軒の報告がありました。それを4段階に分けて調査したところ、「倒壊の恐れがある・一部倒壊している」に該当するものが34軒



あり、そのうち所有者が判明している23軒については、指導通知を送付しています。また、今年度は11月現在で4軒が解体されました。新しい「空き家対策の推進に関する特別措置法」が成立しましたが、法が成立してすぐに衆議院が解散され、具体



的な細かい方針がわかっています。今後、国において具体的な関係法令の整備が進められると思いますので、その情報を取り入れながら、地元区と情報共有し、解決に向け努力していきます。



田ノ上 真 議員